

# 支部長、支部監事の選出に関する規程

(目的)

## 第1条

この規程は支部長及び支部監事の選出方法に関する細目を定める。

(告示)

## 第2条

支部長及び支部監事の選出にあたっては、総務委員会が予め告示しなければならない。

(定数)

## 第3条

定数については、以下のように定める。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部監事 2名

(候補者)

## 第4条

前条の候補者は、立候補もしくは、支部役員または支部所属の代議員の推薦によるものとする。ただし、推薦の場合は候補者の承諾を必要とする。

2 候補者は以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 正会員であること
- (2) 支部役員であること又は過去に支部役員の経験があること

(選出方法)

## 第5条

候補者が定数を超えた場合は、支部役員および支部所属の代議員の投票にて選出し、支部役員会での承認を必要とする。

2 得票数の多い候補者を選出すること

(任期)

## 第6条

支部長及び支部監事の任期は2年とする。ただし、支部長の任期は最長でも4期8年を限度とする。

(解任)

第7条

支部長及び支部監事が次の事項に該当する場合は、支部役員会で4分の3以上の賛成を得た上で解任することができる。

- (1) 心身の故障によって職務遂行に耐えない時
- (2) 職務上の義務違反, その他支部役員としてふさわしくない行為があった時
- (3) 本人が辞意を申し出た時

2 支部長が解任された場合、支部役員会が指名する副支部長が支部長の任務を代行する。

(選出事務)

第8条

選出のための業務が生じた場合は総務委員会がこれを行う。

2 総務委員会は支部長、支部監事選出にあたって、次の業務を行う。

- (1) 支部長、支部監事選出に関する告示
- (2) 候補者の受理
- (3) 選出における結果の報告

3 総務委員会担当役員には投票権を与えないこととする。

(改廃)

第9条

この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は平成29年度より適用する。

2020年03月04日 一部改訂